

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
57	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づく健康増進事業として、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、健康診査及びがん検診に関する事務を行う。 特定個人情報は、各種検診(健診)の受診記録等の管理に使用する。
③システムの名称	保健所・保健センター業務情報システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
検診(健診)受診記録データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の第111項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 139の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第50条 ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市鵠沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-21-7344
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	



要・糸

次の

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

3. 特定個人情報の使用

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[○]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限の設定及びアクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトの徹底、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行っているため、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月16日	I 関連情報 3. 番号法の利用	・番号法第9条第1項 別表第1の第76項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	・番号法第9条第1項 別表の第111項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	
令和6年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	《情報提供の根拠》 ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第50条 《情報照会の根拠》 ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第50条	《情報提供の根拠》 ・番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条（番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠） 139の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第50条 《情報照会の根拠》 ・番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条（番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠） 139の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」）第50条	事後	
令和6年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報情報の取扱いに関する問い合わせ	〒251-8601 藤沢市鵜沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-50-8430	〒251-8601 藤沢市鵜沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-21-7344	事後	